

担 監督課長 中村 賢司 当 電話 0575-22-3251

# 長時間労働者への面接指導制度の普及促進について

本年度、関労働基準監督署(署長:佐藤健治)においては、過重労働による健康障害を防 ぐための取組みを重点とします。

長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、また脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見が得られています。働くことにより労働者が健康を損なうようなことはあってはならないものであり、労働者が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重労働を排除していくとともに、労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に係る措置を適切に実施することが重要です。

過重労働による健康障害を防ぐためには、時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等のほか、事業場における健康管理体制の整備、健康診断の実施等の労働者の健康管理に係る措置の徹底が重要です。

やむを得ず長時間にわたる時間外・休日労働を行わせた労働者に対しては、労働安全 衛生法により以下に該当する労働者に対し医師等による面接指導及び事後措置を講じる よう義務、もしくは努力義務が定められています。(別添「面接指導等の実施に係る流 れ」を参照)

月 100 時間超の時間外・休日労働を行い、疲労の蓄積が認められる者

(当人の申出による)

【義務】

月 80 時間超の時間外・休日労働を行い、疲労の蓄積が認められる者

(当人の申出による)

【努力義務】

事業場で定める基準に該当する者

【努力義務】

しかしながら、上記 は労働者本人からの申出がなければ、医師等による面接指導の対象になりません。過重労働による健康障害を防ぐためには、労働者の健康状況を把握するため医師による面接指導制度を積極的に運用し、適切な事後措置を講ずることが有効です。

本年度、関労働基準監督署においては、各事業場において少なくとも月 100 時間超の時間外・休日労働を行った労働者が疲労の蓄積の申出がなくても面接指導を実施していただくために、

- ◇ 長時間労働者への面接指導制度の対象基準を策定すること
- ⇒ 当該面接対象基準において、少なくとも月 100 時間超の時間外・休日労働を 行った長時間労働者が対象となること

を呼びかけます。なお、当該取組にあたり講習会の開催(今秋)、計画的な監督指導等を 実施してまいります。

## 面接指導等の実施に係る流れ

## 衛生委員会等で調査審議 [則第22条第9号]

○長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること

#### 義務

#### 努力義務

時間外・休日労働時間の算定 [則第52条の2第2項] (毎月1回以上、一定の期日を定めて行う)

時期外 · 休日労働時間 1月当たり100時間超 【則第52条の2第1項】

時間外 - 休日労働時期 1月当たり80時間超 【則第52条の8第2項】

事業場で 定めた基準に該当 【則第52条の8第2項】

労働者からの申出 【則第52条の3第1項】 (期日後概ね1月以内) 【削第52条の3第2項】

産業医は要件に該当する労働者に対し申出を行う よう勧奨【削第52条の3第4項】

労働者からの申出 【則第52条の8第3項】



### 医師による面接指導の実施

【法第66条の8第1、2項】 (申出後概ね1月以内)【則第52条の3第3項】

医師が労働者の勤務の状況及び疲労の蓄積の状況 その他の心身の状況について確認【則第52条の4】 面接指導又は面接指導に準ずる 措置の実施

【法第66条の9、則第52条の8第1項】



面接指導の結果の記録を作成 [法第66条の8第3項] (5年間保存)【則第52条の6第1項】

労働者の疲労の蓄積の状況その他の心身の状況、 聴取した医師の意見等を記載 [則第52条の6第2項]



医師からの意見聴取【法第66条の8第4項】

(画接指導後概ね1月以内)【則第52条の7】



事後措置の実施【法第66条の8第5項】

就業場所の変更、作業の転換、労働時期の短縮、 深夜業の回数の減少、衛生委員会等への報告等の措置

> 法:労働安全衛生法 則:労働安全衛生規則